

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県知事

公表日

平成30年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務
②事務の概要	香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を行う事務。 B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を受けようとする者から提出された申請書の内（関連事務：支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務、支給認定の変更の認定に関する事務、申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務）
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費助成受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第9条第2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）第4条第1項 別表第1の2の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）第4条第1項 別表第1の2の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部薬務感染症対策課
②所属長の役職名	薬務感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部薬務感染症対策課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3303 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部薬務感染症対策課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3303

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

